

固定資産

固定資産の評価替えの年です

4月3日(月)から

固定資産課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧ができます。



平成18年度は固定資産評価替えの年です

固定資産税は、固定資産(土地・家屋・償却資産)の価格、すなわち「適正な時価」をもとに課税されます。本来なら毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平になりますが、膨大な固定資産の価格を毎年、見直すことは、事務的に困難です。そこで土地と家

屋については、原則として3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。

評価替えは、この3年間の資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡の取れた価格に見直す作業です。最近の地価の著しい変動のため、合併前の旧町村では、評価替えの年度にかかわらず評価額を修正してきました。今回の見直しでも下落の傾向が見られます。

また、固定資産税額の計算基礎となる課税標準額は、評価額と同額になるのが原則です。しかし、宅地の課税標準額は評価額に対してまだ低い水準にあるため、評価額を基準にした本来の課税標準額に近づける調整をしています。評価額の下落にかかわらず、固定資産税額が増加するのはこのためです。

家屋については、3年ごとの評価替えで評価額を見直します。通常は、建築年数に応じて減価を行います。評価額は建築当初の2割に達すると下げ止まるほか、物

価の変動なども考慮され、評価額が据え置かれる場合があります。

縦覧帳簿の縦覧について

固定資産税の納税者は、自分の所有する固定資産と、他の固定資産を比較するため、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧できます。

縦覧期間および時間

4月3日(月)～5月31日(水)
(閉庁日は除く)

午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所

豊科総合支所内総務部 税務課資産税担当

持ち物

縦覧する人が固定資産税の納税義務者であるかを確認するため、免許証などの身分を証明するものを持参ください。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産の所有者は、固定資産税台帳を閲覧して自分の課税内容を確認することができます。平成18年度の課税台帳は次のとおり閲覧できます。

閲覧開始日

4月3日(月)～
(閉庁日は除く)

閲覧場所

豊科総合支所総務部 税務課資産税担当または各総合支所税務係窓口

持ち物

自分の固定資産課税台帳を閲覧する人は免許証などの身分を証明するものと印鑑をお持ちください。代理人はさらに

委任状が必要になります。

また借地借家人が、該当する固定資産の課税台帳を閲覧する場合は、賃貸借契約書など、当該資格を証明する書面をご用意ください。証明手数料は1通300円です。

平成18年度の課税について

平成18年度の固定資産税の納税通知書は、5月10日(水)ごろに郵送する予定です。固定資産の評価額などを記載した課税明細書を同封しますので、確認をお願いいたします。



固定資産税の納期限は次のとおりです。(予定)

| | |
|-----|---------------|
| 第1期 | 5月31日(水) |
| 第2期 | 7月31日(月) |
| 第3期 | 12月25日(月) |
| 第4期 | 平成19年2月28日(水) |

問い合わせ 豊科総合支所内 総務部税務課資産税担当
(TEL 72・3111)

行政改革

行政改革推進委員会の委員を募集

安曇野市の行政改革の方針の策定・推進に市民の皆さんのご意見をお聞かせください。



市では、行政改革推進委員会の委員の募集を行います。

市の行政改革大綱および今後4年間の集中改革プランの策定や進管理などにご意見を伺います。

公募人数

5人

委員会構成 市長の委嘱する15人以内で、公募委員・学識経験者・民間団体の代表などで構成します。

応募資格 市内に住所を有する、または勤務する人で20歳以上の人。ただし、次に掲げる人は除きます。

- ①国および地方公共団体の議会の議員②常勤の国家公務員および地方公務員③本市の付属機関などの公募による委員
- 任期 委嘱の日(平成18年5月予定)から2年間
- 応募方法 各総合支所地域支援課窓口へ備え付けの申込書に必要事項を記入の上、小論文を添えて郵送してください。
- 小論文テーマ 「安曇野市の行政改革に思うこと」(800字程度)

選考方法

①申込書と小論文による書類選考②公平かつ円滑に選考を行うため、選考委員会を設けます③結果は、4月末までに応募者全員に通知します。

応募期限

4月14日(金)

応募先・問い合わせ

〒399-8205

豊科4932-46

安曇野市総務部行政改革推進室

Eメール

gyoukaku@city.azumino.nagano.jp

特別職報酬等審議会(会田二郎会長)は2月16日、市議会議員の政務調査費の額を1人当たり年額9万円とする答申を平林伊三郎市長に手渡しました。

政務調査費とは、議員が市政に関して調査・研究するための費用で、調査・研究のために必要な図書費用や研究会などを開催するための費用などを言います。

今回の答申では、市として初めての政務調査費の支出になることから、諮問の内容を尊重したとしています。また、支出にあたっては用途基準や支出内容の透明性を確保することが重要であるとの意見が添えられました。

3月定例会に上程し、可決すれば4月から施行されます。



市議会議員の政務調査費
1人当たり年額9万円で答申

議員政務調査費の額を答申

特別職報酬等審議会